

令和6年第6回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年6月3日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|------------------------|--------|
| 議案第15号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第16号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.3 |
| 議案第17号 | 在外選挙人証等に使用する電子印用公印について | ・・・P.7 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|--------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P.8 |
|----------------|--------|

議案第15号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年6月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 390 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 86 人 |
| | 市外転出者 | 304 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年6月3日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和6年5月1日から令和6年5月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年1月1日から令和6年1月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	46	40	86
転出	150	154	304
合計	196	194	390

議案第16号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年6月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年6月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1,658 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和6年6月3日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和6年6月1日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

男女別 区分		男	女	計
令和6年3月1日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)		83,640	97,393	181,033
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 275	▲ 263	▲ 538
	(イ) 転出	▲ 439	▲ 427	▲ 866
	(ウ) 在外移転	0	▲ 1	▲ 1
	計 (ア)+(イ)+(ウ)	▲ 714	▲ 691	▲ 1,405
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		591	667	1,258
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 554	▲ 619	▲ 1,173
今回（令和6年6月1日） 追加登録者数 (h)		863	795	1,658
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		83,826	97,545	181,371
備 考 ((a)との増減)		186	152	338

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R5.6.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R6.6.1	順位	R5.6.1	順位			
1	西新第一	6,327	9	6,237	9	90	7	101.44%
2	西新第二	8,864	1	8,951	1	▲ 87	38	99.03%
3	高取第一	7,412	3	7,312	3	100	6	101.37%
4	高取第二	7,022	4	6,912	4	110	4	101.59%
5	百 道 浜	6,009	11	6,077	11	▲ 68	35	98.88%
6	百 道	6,841	5	6,802	5	39	11	100.57%
7	室見第一	5,410	13	5,460	13	▲ 50	33	99.08%
8	室見第二	4,385	21	4,413	21	▲ 28	29	99.37%
9	原 第 一	4,235	23	3,612	27	623	1	117.25%
10	原 第 二	5,342	14	5,325	14	17	16	100.32%
11	大 原	3,716	27	3,798	26	▲ 82	37	97.84%
12	原 団 地	2,996	33	3,053	33	▲ 57	34	98.13%
13	原 北	6,660	7	6,535	7	125	3	101.91%
14	室見団地	2,166	36	2,206	36	▲ 40	31	98.19%
15	小 田 部	5,226	15	5,179	15	47	9	100.91%
16	有 住	3,933	26	4,014	24	▲ 81	36	97.98%
17	有田第一	5,004	17	4,964	17	40	10	100.81%
18	有田第二	4,647	20	4,616	20	31	13	100.67%
19	賀 茂	5,962	12	5,800	12	162	2	102.79%
20	原西第一	5,056	16	5,043	16	13	18	100.26%
21	原西第二	4,349	22	4,372	22	▲ 23	27	99.47%
22	飯原第一	3,140	31	3,164	31	▲ 24	28	99.24%
23	飯原第二	2,634	35	2,620	35	14	17	100.53%
24	飯倉中央	4,792	18	4,780	18	12	19	100.25%
25	飯 倉	3,994	25	3,937	25	57	8	101.45%
26	干 隈	3,248	30	3,255	29	▲ 7	20	99.78%
27	星 の 原	3,494	28	3,508	28	▲ 14	23	99.60%
28	田 隈	6,819	6	6,792	6	27	14	100.40%
29	田 村	8,701	2	8,745	2	▲ 44	32	99.50%
30	野芥第一	4,090	24	4,118	23	▲ 28	29	99.32%
31	野芥第二	3,273	29	3,234	30	39	11	101.21%
32	野芥第三	2,842	34	2,856	34	▲ 14	23	99.51%
33	四 箇 田	6,180	10	6,078	10	102	5	101.68%
34	入 部	6,396	8	6,404	8	▲ 8	21	99.88%
35	早 良	3,058	32	3,071	32	▲ 13	22	99.58%
36	脇 山	1,862	37	1,880	37	▲ 18	26	99.04%
37	内 野	4,683	19	4,663	19	20	15	100.43%
38	石 釜	603	38	618	38	▲ 15	25	97.57%
合 計		181,371		180,404		967		100.54%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R6.3.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R6. 6. 1	順位	R6. 3. 1	順位			
1	西新第一	6,327	9	6,262	9	65	3	101.04%
2	西新第二	8,864	1	8,863	1	1	20	100.01%
3	高取第一	7,412	3	7,389	3	23	11	100.31%
4	高取第二	7,022	4	7,064	4	▲ 42	38	99.41%
5	百 道 浜	6,009	11	6,012	11	▲ 3	26	99.95%
6	百 道	6,841	5	6,843	6	▲ 2	22	99.97%
7	室見第一	5,410	13	5,448	13	▲ 38	37	99.30%
8	室見第二	4,385	21	4,391	21	▲ 6	27	99.86%
9	原 第 一	4,235	23	4,192	23	43	4	101.03%
10	原 第 二	5,342	14	5,306	14	36	6	100.68%
11	大 原	3,716	27	3,718	27	▲ 2	22	99.95%
12	原 団 地	2,996	33	3,010	33	▲ 14	33	99.53%
13	原 北	6,660	7	6,552	7	108	1	101.65%
14	室見団地	2,166	36	2,191	36	▲ 25	34	98.86%
15	小 田 部	5,226	15	5,202	15	24	9	100.46%
16	有 住	3,933	26	3,907	26	26	8	100.67%
17	有田第一	5,004	17	5,005	17	▲ 1	21	99.98%
18	有田第二	4,647	20	4,649	20	▲ 2	22	99.96%
19	賀 茂	5,962	12	5,895	12	67	2	101.14%
20	原西第一	5,056	16	5,046	16	10	15	100.20%
21	原西第二	4,349	22	4,344	22	5	18	100.12%
22	飯原第一	3,140	31	3,147	31	▲ 7	29	99.78%
23	飯原第二	2,634	35	2,622	35	12	14	100.46%
24	飯倉中央	4,792	18	4,782	18	10	15	100.21%
25	飯 倉	3,994	25	3,961	25	33	7	100.83%
26	干 隈	3,248	30	3,258	29	▲ 10	31	99.69%
27	星 の 原	3,494	28	3,504	28	▲ 10	31	99.71%
28	田 隈	6,819	6	6,844	5	▲ 25	34	99.63%
29	田 村	8,701	2	8,688	2	13	13	100.15%
30	野芥第一	4,090	24	4,087	24	3	19	100.07%
31	野芥第二	3,273	29	3,254	30	19	12	100.58%
32	野芥第三	2,842	34	2,849	34	▲ 7	29	99.75%
33	四 箇 田	6,180	10	6,137	10	43	4	100.70%
34	入 部	6,396	8	6,428	8	▲ 32	36	99.50%
35	早 良	3,058	32	3,051	32	7	17	100.23%
36	脇 山	1,862	37	1,864	37	▲ 2	22	99.89%
37	内 野	4,683	19	4,659	19	24	9	100.52%
38	石 釜	603	38	609	38	▲ 6	27	99.01%
合計		181,371		181,033		338		100.19%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第17号

在外選挙人証等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和6年7月19日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示する。

令和6年6月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひ　な　形	用途
在外選挙人証	てん書	正 方 形	1 5 ミ リ メ ー ト ル	福岡市〇 〇区選挙 管理委員 会委員長	在外選挙人名簿に登 録されていることの 証明用
在外選挙人名簿の登録 について（通知）			2 0 ミ リ メ ー ト ル		在外選挙人名簿への 不登録通知用
在外選挙人名簿の抹消 について（通知）					在外選挙人名簿から の抹消通知用
在外選挙人名簿の抹消 （記載事項の変更）につ いて（通知）					在外選挙人名簿から の抹消又は記載事項 変更の通知用
在外選挙人名簿の登録 申請先の確認について （依頼）					在外選挙人名簿登録 申請先の確認依頼用
在外選挙人名簿の登録 地区分について（通知）					在外選挙人名簿登録 地区分の通知用

（議案の根拠）

- ・福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定による。

（公印）

第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

- ・福岡市公印規則

第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用することができる。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書（以下「電子印使用文書」という。）及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第 7 回	定例	7 月 19 日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 8 回	定例	8 月 20 日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 9 回	定例	9 月 2 日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	9 月 20 日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	10月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	11月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第13回	定例	12月 2 日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室